

第 4 編

総 務



市民運動場

——内 容——

- 1 特別職職員の報酬
- 2 館山市機構図
- 3 職 員
- 4 市庁舎の概要
- 5 行財政改革の推進
- 6 情報公開・個人情報保護
- 7 行政の情報化

1 特別職職員の報酬

<平成22.4.1現在>

職 名	区分	報 酬 額
市 長	月額	695,300円
副 市 長	〃	625,500円
教 育 長	〃	578,700円
監 査 委 員	識見を有するもの	53,000円
	議 会 選 出 者	36,000円
選挙管理委員会	委 員 長	29,000円
	委 員	25,000円
教育委員会	委 員 長	41,000円
	委 員	33,000円
農業委員会	会 長	41,000円
	会 長 代 理	37,000円
	委 員	33,000円
福祉事務所嘱託医	〃	44,000円
家庭相談員兼母子自立支援員	〃	102,000円
社会教育指導員	〃	85,000円
家庭教育指導員	〃	85,000円
産 業 医	〃	22,000円
嘱 託 医	〃	427,000円以内で市長が定める額
参 与	〃	165,000円以内で市長が定める額
外国語指導助手	〃	361,000円以内で市長が定める額
国際交流員	〃	361,000円以内で市長が定める額

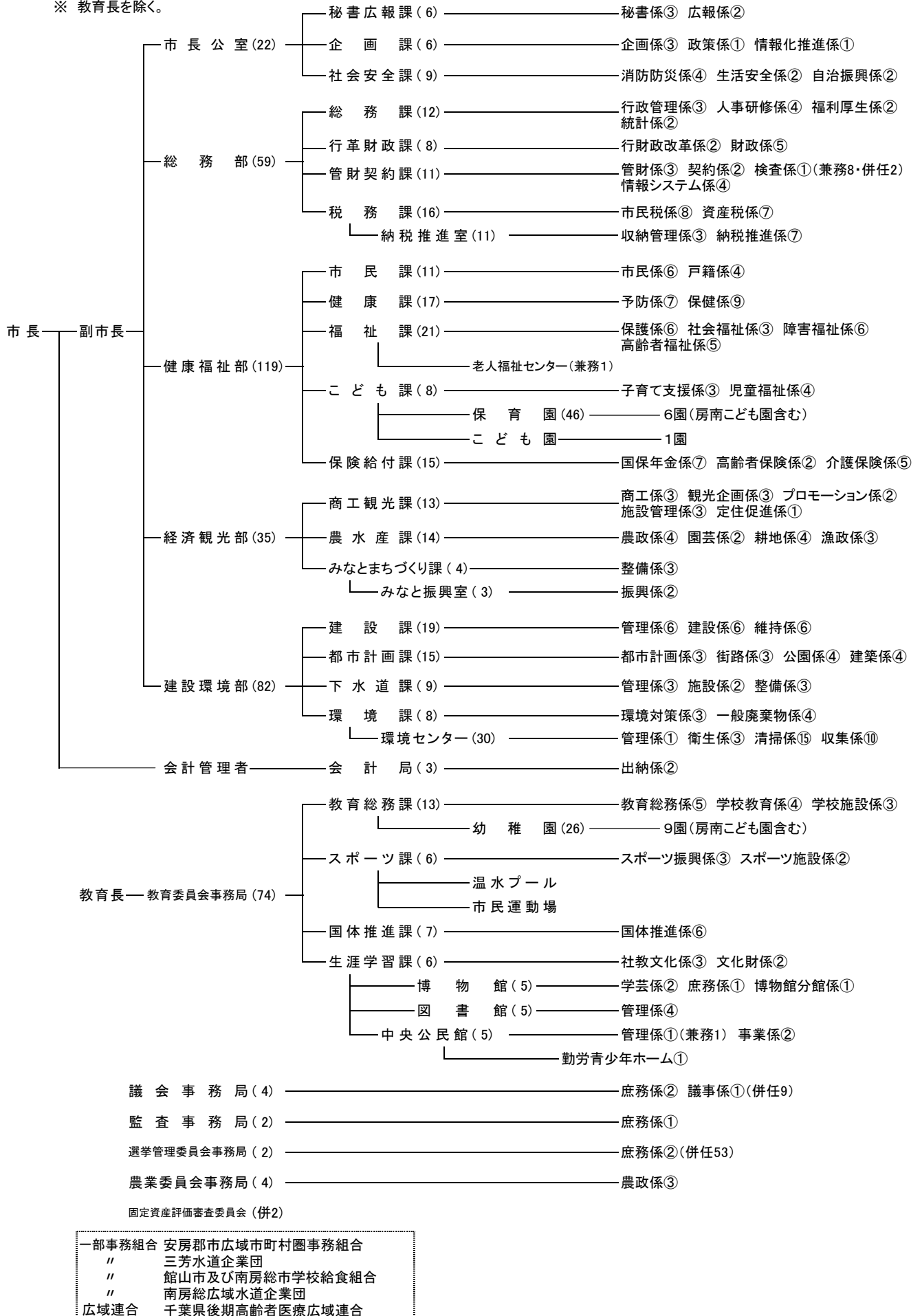
上記以外で、各種審議会委員等に対しては月額報酬を、地区公民館長・学校医等に対しては年額報酬を支払うこととしています。

また、平成22年1月1日から平成25年3月31日までの間、市長については15%、副市長及び教育長については10%、それぞれ削減している。(上記表中の額は削減後の額)

2 館山市機構図

(平成22年4月1日)

一般職職員数(406人)
※ 教育長を除く。



3 職 員

(1) 職員数

<平成22.4.1現在>

区 分	定 数	現 員
市長事務局	355人	320人
議会事務局	5人	4人
教育委員会事務局	80人	74人
選挙管理委員会事務局	2人	2人
農業委員会事務局	5人	4人
監査委員事務局	3人	2人
計	450人	406人

※市長、副市長、教育長、非常勤職員及び再任用短時間勤務職員を除く。

(2) 等級別職員給料

<平成22.4.1現在>

区分 等級	人員 (人)	給 料 月 額 (円)			平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
		最 高	最 低	平 均		
1 級	32	207,192	141,523	172,402	24.13	0.53
2 級	82	268,512	192,000	220,385	29.61	4.90
3 級	106	379,278	249,696	295,938	39.38	17.71
4 級	70	406,477	321,765	349,115	45.73	22.27
5 級	42	426,474	354,160	377,371	49.07	25.90
6 級	36	436,331	385,320	395,185	50.28	27.39
7 級	30	441,637	390,735	422,506	51.97	26.70
8 級	8	463,814	447,450	455,885	58.00	38.50
合 計	406	463,814	141,523	309,838	40.56	17.33

※平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間、本来の給料月額から、1級は3%、2級及び3級の一部は4%、これら以外の職員は5%を削減している。(上記表中の額は削減後の額)

(3) ラスパイレス指数

年	14	15	16	17	18	19	20	21
指数	101.9	101.7	99.9	97.8	100.2	101.3	101.7	101.9

(4) 初任給

＜平成22.4.1現在＞

採用区分	大学卒	短大卒	高校卒
行政職試験	173,436	153,939	140,165
その他専門職	173,436～187,016	153,939～180,226	
技能労務職	134,248～194,000 (年齢による)		

※平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間、本来の初任給額から3%を削減している。

(上記表中の額は削減後の額)

(5) 地域手当 制度なし**(6) 期末・勤勉手当**

＜平成22.4.1現在＞

	期末手当	勤勉手当	合計
6月	100分の125	100分の70	100分の195
12月	100分の150	100分の70	100分の220
計	100分の275	100分の140	100分の415

◎ 役職加算 有 2.5～10%

※ 役職加算について、平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間、役職加算率を2分の1に半減している。(上記役職加算率は半減後の率である)

(7) 管理職手当

＜平成22.4.1現在＞

職名	支給額
行政職給料表8級の職のうち、市長公室長の職	57,100円
行政職給料表8級の職 (市長公室長及び参事の職を除く。)	47,500円
行政職給料表8級の職のうち、参事の職	42,700円
行政職給料表7級の職のうち、参事の職	44,900円
行政職給料表7級の職 (参事及び指導主事の職を除く。)	40,400円
行政職給料表6級の職のうち、こども園長、定額給付金室長、鏡ヶ浦クリーンセンター場長、環境センター場長、博物館長、中央公民館長及び図書館長の職	37,600円

※平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間、8級の職は10,000円、7級の職は5,000円を削減している。(上記表中の額は削減後の額)

(8) 特殊勤務手当

＜平成22.4.1現在＞

種 類	支 給 を 受 け る 者 の 範 囲	支 給 基 準	金 額 (円)
1 行 旅 死 亡 人 等 取 扱 手 当	行旅死亡人等取扱作業に従事した職員	1 件	1,000
2 消 毒 作 業 等 従 事 手 当	感染症の病原体に汚染された場所の消毒等処理 作業に従事した職員	1 日	1,000
3 危 険 箇 所 作 業 等 従 事 手 当	貯留槽，焼却炉等酸素欠乏場所及び狭隘場所等 環境が劣悪な場所の清掃作業に従事した職員	1 日	1,000
4 災 害 復 旧 作 業 等 従 事 手 当	火災，風水害等非常災害に構築物の破壊又は復 旧作業に従事した職員	1 日	1,000

(9) 宿日直手当

勤務1回につき5,700円（勤務時間が5時間未満の場合は2,850円）

(10) 普通旅費

鉄道賃，船賃，航空賃，車賃	宿 泊 料	旅行雑費
路程に応じた旅客運賃，実費額を支給	1 夜につき 10,900円	実費額を支給

4 市庁舎の概要

(1) 位 置 館山市北条1145番地の1ほか

(2) 敷地面積 13,989.77㎡

(3) 建物概要

区 分		本 館		2 号 館	
		鉄筋コンクリート造		鉄筋コンクリート造	
床面積	地階	441.21	㎡	0	㎡
	1階	1144.26	㎡	211.81	㎡
	2階	1185.04	㎡	285.16	㎡
	3階	894.63	㎡	259.32	㎡
	塔屋	46.20	㎡	-	㎡
	合 計	3711.34	㎡	756.29	㎡
竣工年月日		昭和35年4月7日		昭和46年6月30日	
工 費		106,500 千円		61,710 千円	
財源内訳	一般財源	36,315 千円		61,710 千円	
	市 債	40,000 千円			
	寄付金	185 千円			
	積立金繰入	30,000 千円			
設 計		(株)石本建築事務所		(株)木原設計事務所	
施 工		(株)戸田組		渡辺建設(株)	

区 分		3 号 館		4 号 館	
		軽量鉄骨造		鉄筋コンクリート造	
床面積	1階	303.88	㎡	569.90	㎡
	2階	303.03	㎡	427.24	㎡
	合 計	606.91	㎡	997.14	㎡
竣工年月日		平成6年9月30日		昭和43年4月25日	
工 費		79,752 千円		千円	
財源内訳	一般財源	79,752 千円		千円	
設 計		(有)鈴尚フリーダム設計		(株)石本建築事務所	
施 工		(株)計工務店		安藤建設(株)	

5 行財政改革の推進

市では、継続して行政改革を進めてきたが、平成16年度の「三位一体の改革」以降、厳しい財政運営が続き、財政収支の不均衡が大きな行政課題となっている。このため、平成17年度に「行財政改革プラン」を、さらに平成20年度にそのプランを補足する「行財政改革方針」を策定し、職員数の削減を主とした「人件費の縮減」、「使用料・手数料の見直し」、「指定管理者制度の導入」、「未利用私有地の売却」、その他「各種業務の効率化」などに取り組んできた。

「行財政改革方針」では、平成25年度決算における財政収支の均衡を目標に掲げ、行財政改革を推進している。

6 情報公開・個人情報保護

平成10年3月に館山市情報公開条例を制定し、市民に対する情報公開の総合的な推進を図っている。

平成21年度は、13件の開示請求があった。1件の開示請求で複数の公文書が開示対象となる場合があるため、13件の開示請求による対象公文書は52件あり、開示状況は全部開示35件、非開示（文書不存在）17件であった。

実施機関の決定に対して、不服がある場合に行われる異議申立ては、平成21年度はなかった。

平成16年3月、情報化の進展に対応するため、情報公開条例の改正（平成16年10月1日施行）を行った。また、平成16年6月、市職員が不正に個人情報を取り扱ったときの罰則などを規定した個人情報保護条例を制定（平成17年1月1日施行）し、個人情報の適正な取り扱いに努めている。

平成21年度は、1件の個人情報の開示請求があり、開示決定をした。

7 行政の情報化

基幹系システムについては、昭和46年に汎用電子計算機を導入し、職員独自のプログラム開発により住民記録、税等大量定型業務処理等について一元的な管理・運用を行ってきた。その後機種レベルアップを段階的に図りながら、適用業務の拡大を行い、事務処理の迅速化を推進してきた。

また、平成15年度から専門的知識を有する外部業者に業務処理の一部を委託し、行財政改革への取り組みを推進するとともに、事務処理の簡素化及び効率化による住民サービスの向上に努めている。

情報系システムについては、平成11年度から12年度にかけて市内LAN及び出先部署とのネットワークを整備するとともに、平成13年度には、市内の小中学校及び社会教育施設等を、光ファイバーや無線LANによる高速回線で接続、平成15年度には情報の共有化を推進するためパソコンの職員1人1台体制を確立するなど、事務の効率化に努めている。

また、平成15年度に情報セキュリティポリシーの策定、総合行政ネットワーク（LWAN）への接続、平成17年度に市の情報化に取り組む際の基本的な考え方や方向性、対応施策からなる館山市情報化推進計画の策定など、電子自治体に対応した行政情報化を推進している。